フロン類回収事業者・解体事業者の皆さまへ

2023年10月1日からインボイス制度がはじまります。

インボイス制度の開始に伴い、消費税の取り扱いに関する規約が改定されます。

今回の改定は、**国税庁HPでインボイス の登録情報が確認できない方を対象と** しています。



別途詳細をご説明のため、後日お問い合わせさせて頂きます。

《対象規約》

- ・フロン類引取システム加入規約
- ・エアバッグ類引取システム加入規約
- ・エアバッグ類車上作動処理業務規約
- ※規約の改定に関する詳細は自再協HPを ご覧ください。

URL: http://www.jarp.org/

トップ ⇒ 最新トピックス ⇒ 規約の新旧対照表.pdf



№ 次ページに続きます

フロン類回収事業者・解体事業者の皆さまへ

規約改定日:2023年9月1日

フロン類引取システム加入規約 エアバッグ類引取システム加入規約

【改定】

第4章 回収料金・運搬料金等 第14条 (回収料金及び運搬料金の支払)

- 1. 自再協は、本規約第10条に基づいて加入事業者が行った引渡実施報告の内容を確認の上、自動事業者に支払うものとします。ただし、引渡しにおいて加入事業者による間違い等が発生し、料金を連絡の上、支払額を増減できるものとします。
- 2. 自再協は、加入事業者による本規約第10条に基づく引渡実施報告が行われ、毎月末日までに指り収料金及び運搬料金については、翌月末日までに加入事業者に対して支払明細書の送付の上、加入事にます。
- 3. 前二項の規定にかかわらず、加入事業者が指定着払い方式を選択した場合は、自再協は、自動車製造業者対して支払うものとします。

新たに追加

る運搬料金を直接提携運搬業者に

- 4. 消費税および地方消費税は、指定引取場所で引取実施報告が行われたときに有効な消費税法および地方税法上適用される税率によるものとします。ただし、以下に該当する事業者については消費税及び地方消費税は支払いません。
- (1)2023年9月30日以前に自動車リサイクルシステムに登録していた事業者 引取実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登 録がない事業者でかつ、消費税および地方消費税を支払われないことに合意した事業者
- (2)2023年10月1日以降新たに自動車リサイクルシステムに登録した事業者 引取実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登 録がない事業者

エアバッグ類車上作動処理業務規約

【改定】

第4章 車上作動処理委託料金

第12条(車上作動処理委託料金の支払)

- 1. 自再協は、別紙第3項に基づいて加入事業者が行った引渡実施報告の内容を確認の上、自認力事業者に支払うものとします。
- 2. 自再協は、加入事業者による別紙第3項に基づく引渡実施報告のうち毎月末日までに行わ

までに加入事業者に対して支払明細書を送付の上、加入事業者の指定口座への振込みによる支払を 行

新たに追加

- 3. 消費税および地方消費税は、加入事業者による引渡実施報告が行われた時点において有効な 消費税法および地方税法上適用される税率によるものとします。ただし、以下に該当する事業者 については消費税及び地方消費税は支払いません。
- (1) 2023年9月30日以前に自動車リサイクルシステムに登録していた事業者 加入事業者による引渡実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求 書発行事業者番号の登録がない事業者でかつ、消費税および地方消費税を支払われないことに合 意した事業者
- (2)2023年10月1日以降新たに自動車リサイクルシステムに登録した事業者 加入事業者による引渡実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求 書発行事業者番号の登録がない事業者

自動車再資源化協力機構(自再協)

TEL: 03-5405-6150 E-mail: info@jarp.org